

株式会社ソーワテクニカ行動計画

「次世代育成支援対策推進法」(以下「次世代法」という)に基き、社員の仕事と子育ての両立を支援するため、以下の計画を策定する。

1. 計画期間 2024年 3月 1日 ~ 2026年 2月 28日

2. 内容

目標1 : 仕事と子育ての両立をより図りやすくするため、柔軟に有休を取得出来る対策を図る。

目標1に係わる対策

- ・2024年3月～ 2024年3月16日から「時間単位の有給休暇取得制度」を導入。子育て世代から孫世代まで仕事と子育ての両立をし易くするため、時間単位の有給休暇取得制度を導入し、家族の負担を軽減する。
- ・2025年1月～ 導入した時間単位の有給休暇制度について、メリット・デメリットを明確にする。
- ・2025年4月～ 時間単位の有給休暇取得理由を確認し、子育てに対して利用しやすい休暇なのかを社員ヒアリング等から把握する。
- ・2026年1月～ 来年度以降の時間単位の有給休暇取得可能日数の変更について検討する。

以上